

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に係る届出事項を変更した旨の届出があった。

当該届出に係る書類については、一般の縦覧に供するので、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに大阪府知事に意見書を提出することができる。

令和7年8月25日

大阪府知事 吉村 洋文

1 届出の概要

(1) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(2) 大規模小売店舗の所在地及び名称

富田林市彼方983番ほか

クロスモール富田林

(3) 大規模小売店舗を設置する者の住所及び名称並びに代表者の氏名

東京都港区浜松町二丁目4番1号

オリックス株式会社

代表執行役 井上 亮

(4) 変更年月日

令和7年6月30日

2 届出年月日

令和7年8月6日

3 届出に係る書類の縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

令和7年8月25日から同年12月25日まで

(2) 縦覧の場所

大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎25階

大阪府商工労働部中小企業支援室商業振興課

富田林市桜ヶ丘町2番8号

富田林市産業部商工観光課

4 意見書の提出先

〒559-8555 大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎25階

(TEL (06) 6210-9497)

大阪府商工労働部中小企業支援室商業振興課